

第2回 鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会の開催について

令和元年11月27日

過年度実施の工事におきまして、工事中にポリ塩化ビフェニル等の有害物質（以下、「PCB等」という。）及び異物（木材、プラスチック、がれき類等）が混在している土砂（以下、「異物混入土」という。）が確認されたため、鶴見川及び鳥山川合流部付近に、外部へ拡散しないよう対策のうえ一時保管しました。その後、PCB等の濃度が比較的高い異物混入土の無害化処理を平成25年6月までに完了し、完了から2年経過した時点で、これまでのモニタリング結果を検証し、土壤環境の保全状況を確認するための各専門家から構成される「鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会」を設立しました。この度、一時保管施設の今後の方向性の確認等を行う第2回委員会を開催することとなりました。

会議内容

名称	第2回 鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会
日時	令和元年12月2日（月）15:00～17:00
会場	鶴見川流域センター 1F コミュニティールーム 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町2081
事務局	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所
設置年月	平成28年3月
委員の構成	市民委員 2名 学識者 4名 行政委員 1名
今回の議事	1) これまでの経緯とモニタリング結果について 2) 一時保管施設の今後の方向性 ー調査計画（案）ー
会議の公開	有15名程度 傍聴にあたっては、必ず規約及び傍聴規定をご一読ください。
会場へのアクセス	■ JR 横浜線「小机駅」より徒歩7分 http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00304.html
問い合わせ先	国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 流域調整課 TEL 045-503-4009（担当:黒田）

「鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会」

規 約

[名称]

第1条 この委員会の名称は「鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会」（以下「委員会」という）とする。

[目的]

第2条 委員会は、鶴見川多目的遊水地内に設置されている、PCB等の異物混入土の一時保管施設について、濃度が比較的高い異物混入土の無害化処理後2年間が経過したことから、これまでのモニタリング結果を検証し、土壤環境の保全状況を確認することを目的とする。

[委員会組織]

第3条 委員会は、委員長及び委員を持って組織する。

1. 委員長は京都大学 名誉教授 嘉門雅史とする。
2. 委員は、別表に掲げるものとする。
3. 委員会の書記は、事務局がこれにあたる。
4. 委員長は、必要と認めたとき2.に掲げる者以外の出席を求めることができる。

[委員会の運営]

第4条 委員会は事務局により運営を行う。

[事務局]

第5条 委員会の事務局は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が行う。

[その他]

第6条 この規約に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は委員会に諮って定めるものとする。

[会議の公開]

第7条 別に定める委員会傍聴規定により傍聴するものとする。

附則

[施行期日]

この規約は、平成28年3月29日から施行する。

鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会 傍聴規定

(趣旨)

第1条 本規定は、鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会（以下「委員会」という）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴者受付)

第3条 事務局は傍聴者受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴者受付にて住所・氏名・年齢を記入するものとする。

2 傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴者とし、定員を超える場合は受付の先着順により傍聴者を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 第3条により決定した傍聴者以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

(秩序の維持)

第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な事項の指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示されたにもかかわらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(その他)

第8条 この規定の変更やこの規定に定めのない事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規定は、平成28年3月29日から施行する。